

九州大学大学院薬学府博士学位論文審査基準

(審査体制)

学位論文の審査は、主査1名及び副査3名以上の審査委員の合議を基に行う。

(評価項目)

1. 研究テーマの意義

薬学領域あるいは関連領域での問題設定が明確に示されており、学術的または社会的な重要性を有すると認められるか。

2. 先行する研究の理解と引用

研究テーマの遂行に際して利用した論文や文献が、正確な理解に基づいて適切に引用されているか。

3. 研究方法の妥当性

研究テーマの遂行のために用いた実験手法や試料の調製などの方法が適切に記されており、他の研究者が実施しても再現できるように詳細に記載されているか。

4. 結果および結論の妥当性と意義

実験や調査の結果が客観的かつ正確に記述されているか。問題の設定から結論にいたる論理の展開が、得られた結果に基づいて行われているか。また、導き出された論旨や結論が当該分野において新規性や独創性を持っているか。

5. 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が適切になされているか。学位論文としての体裁は整っているか。適切な論文形式に則って、学術的あるいは社会的な重要性が明確に記述されているか。研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）がないか。（例えば、自分自身で作成した文章であるか。剽窃あるいはそれを疑われるような文章はないか。）また、図表等を引用している場合、引用元は明らかにされているか。

(評価基準)

上記1～5の評価項目すべてについて、博士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。